

平成 27 年 2 月 18 日

簡易株式交換公告

株主各位

大阪市城東区今福東一丁目 4 番 12 号

株式会社イトーキ

代表取締役社長 松井 正

当社は、平成 27 年 2 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 3 月 26 日を効力発生日として、新日本システック株式会社（住所 東京都中央区東日本橋一丁目 2 番 6 号）を当社の完全子会社とする株式交換を行なうことを決議いたしましたので公告いたします。

この株式交換は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに行いますので、この株式交換に反対の株主様は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

また、会社法第 797 条第 1 項に基づき、株式買取請求権を行使される株主様は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。

以上